

2020年度東京理科大学における自己点検・評価の実施方針

2020年4月22日

自己点検・評価委員会

東京理科大学大学質保証推進委員会で策定した「2020年度東京理科大学における自己点検・評価の基本方針（以下「基本方針」という。）」を受け、2020年度における自己点検・評価の具体の細目、実施体制等を以下の通り定める。

1. 自己点検・評価実施の前提となる内部質保証の方針

学則第2条の2、大学院学則第1条の2、「東京理科大学内部質保証推進規程（以下「推進規程」という。）及び「内部質保証の方針」に基づき、自己点検・評価を実施する。

[内部質保証の方針]

本学における内部質保証の方針は、建学の精神・教育研究理念をはじめとする理念・目的、各種方針等に基づいて、教育研究活動その他大学の諸活動を自己点検・評価したうえで、その結果を検証して改善に結び付けることにより、教育研究の質を継続的に向上させる。（以下「PDCAサイクル」という。）

また、このPDCAサイクルを実質化するとともに、サイクル自体の適切性についても定期的に検証することによって、本学の教育研究活動の組織的・継続的な改善に結びつける。と定めている。

2. 実施組織

自己点検・評価を実施する組織は本学、及び本学を構成する学部、研究科、教育支援機構、研究推進機構、学生支援機構、国際化推進機構、関係事務局（以下「各部局」という。）とする。

3. 対象期間と実施スケジュール

2020年度自己点検・評価の評価対象期間は、2020年4月1日から2021年3月31日とし、自己点検・評価委員会が明示するスケジュールに基づいて自己点検・評価活動及び報告書の作成に取り組むこととする。

4. 評価項目

基本方針を踏まえ、公益財団法人大学基準協会が明示する10の大学基準及び点検・評価項目に準じることとするが、大学基準協会が明示する“評価の視点”に本学独自の視点を加えることで、より本学に即した現状説明と長所・特色を示すことのできる内容とする。

なお、2020年度の自己点検・評価は、全ての「評価の視点」に基づいて点検・評価を行うことを必須とせず、各部局において当該年度の点検・評価に必要な「評価の視点」をもって実施することとする。その際は、各部局における特色のある取り組み、学部学科再編等の環境の変化、2019年度の自己点検・評価によって明らかとなった改善を要する事項への対応等を考慮して実施し、報告書を作成する。（今後3年程度で各点検・評価項目におけるすべ

での「評価の視点」を網羅できるよう、点検・評価を行う。)

また、「基準2：内部質保証」は、引き続き自己点検・評価の最重要項目に位置付けるとともに、基準2以外の基準についても内部質保証の概念を取り入れて点検・評価、改善活動を行うこととする。

5. 実施、及び取りまとめ

自己点検・評価委員会は、自己点検・評価の基本方針、及び実施方針（細目）に基づき、本学における自己点検・評価の実施、及び各部局の自己点検・評価活動を取りまとめ、報告書を作成する。

各部局においても自己点検・評価の基本方針、及び実施方針（細目）に準じて、自己点検・評価を実施し、報告書を作成する。

6. 根拠に基づく実施

自己点検・評価は、検証に必要な情報（データ）や記録等に基づいて行い、報告書にはどのような根拠に基づいて自己点検・評価を実施したかを記述することとする。なお、参考として実施方針（細目）に各点検・評価を実施する際の指標となる本学における方針、根拠等を明示する。

7. 自己点検・評価に際しての留意事項

自己点検・評価の実施に際しては、先に述べたことのほか、以下の点に留意し評価の質の向上に努めるものとする。

- (1) 本学の自己点検・評価活動の実質化をより明確にするため「点検・評価」「改善」を重視することとし、報告書の「点検内容」欄は点検・評価の実績について記述することとする。（施策を実施したという現状説明ではなく、実施した施策に対する点検・評価の実施内容を記述する）

なお、2019年度の報告書において「問題点」に記述した“改善を要する事項”について、特筆すべき内容があれば、点検内容欄に簡潔に記述することとする。

- (2) 各部局は、学科・専攻・下部組織等の教育研究活動を担う関係組織にも配慮して、自己点検・評価を行うこととする。
- (3) 自己点検・評価に際しては、主観的な評価だけではなく、外部からの意見等、客観的な評価等を取り入れることとする。
- (4) 2019年度の自己点検・評価の結果に基づく改善事項への対応は、推進委員会からの具体的な改善指示及び各部局において取り上げた改善を要する事項により、各部局が作成する改善計画に基づき改善を進め、中間経過等の報告を含め、計画的に取り組むこととする。

また、当該年度の大学機関別認証評価受審の過程において、認証評価機関から受けた指摘事項については、適宜、当該部局における改善事項として加えることとするが、2020年度末に受領する認証評価結果において改善事項であることが明らかになった場合は、2021年度に行う自己点検・評価及び改善活動において対応することとする。